

Vol.31

2009.9
September

京都

ケアマネ・ポート

KYOTO CARE MANE PORT

Comtents

- 2 介護報酬Q&A
- 6 平成21年度京都府介護支援専門員協議会 第1回総会報告
- 7 お知らせ
- 8 編集後記

ホームページよりお知らせ

介 護 報 酬

Q & A

平成21年4月報酬改定関係Q&A
について

今年が改定の年。今期の改定では様々な加算が設けられ、算定が複雑になりました。これを受けてか当会にも質問が多く寄せられています。立場上、制度を理解しているつもりでも、回答のために資料を読み返してみても???…いつもながら感じるのですが、法律や通知などの言い回しはなぜこうまでに難解なんでしょうか?その都度、確認の作業を行うのですが、担当者も???…「そうとも読めますね」…こんなやりとりで出来上がったQ&A。回答については京都府健康福祉部介護・福祉事業課に確認済みです。

すべての質問と回答は当会ホームページ<http://kyotocm.jp/>会員ページの最新情報にも掲載中です。当会ではこれからも引き続き会員の皆様からの質問を受け付けています。内容により京都府をはじめとする行政各機関への確認も行っています。

1. 医療連携加算について

Q. この加算は入院に関するものだけで、施設入所にかかわる情報提供に関しては加算は算定されないのか。

A. 「利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する」とされています。あくまでも「病院又は診療所」に限定されているため、施設入所は対象となりません。

2. 退院・退所加算について

Q. この加算を算定する要件として必須様式はあるか。入院医療機関や退所施設に訪問し、スタッフに面会し情報収集をした記録があれば可能か。各病院の退院サマリーがあり、スタッフが面接した記録があれば可能か。

A. 平成21年3月13日の厚生労働省老健局振興課長通知にて退院・退所加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の標準様式が示されていますが、その中でも、「当該様式は当該加算の算定を担保するための標準様式例として提示するものであり、当該様式以外の様式等の使用を拘束する趣旨のものではない旨、念のため申し添える」とされています。

また、面談は必須ですが、面接した事実だけでなく退院・退所後のケアプラン策定に必要な情報収集がなされたかが重要です。標準様式にある各項目はそのためのチェック項目です。

加算の趣旨としては、入院・入所中のケアや留意事項が在宅後のケアプランに生かされるための情報連携があって、利用者にとって切れ目無い方針でのケアが提供されることが目的です。標準様式への記載が無くても、面談にあたってこういった情報収集がなされ、その情報がアセスメントに盛り込まれていれば加算の条件は満たされているものと考えて良いと思います。

退院サマリーに関しては、記載内容において、その後のケアプランに必要な情報が十分でないものも存在し、また病院毎に様式にバラつきもあることから、サマリーがあるというだけでは不十分である場合もあります。面談にあたってはこういった情報を聞き取り補完するよう心がけてください。

面談や情報提供の時期に関しては平成21年3月23日

発出の介護保険最新情報Vol.69（平成21年4月改定関係Q&Aについて）問66も参照し留意願います。

なお、日本介護支援専門員協会発行のメールマガジンの中では次のように紹介をされていますので参考にして下さい。「当協会では、様式例は必要な情報は盛り込みつつも、事務手続きの簡素化を考慮した項目となるように厚労省老健局担当課に申し入れをしていました。今回発出されたのは、たとえば指導監督の際に必要な情報を取得していないと判断されることがないように、加算の算定を担保するための様式例であり、最低限必要とされる項目が提示されたということです。各地域で連携のためのもっと詳細な様式を使用している場合は、それを利用することに問題はありませぬ。この情報は面談で介護支援専門員が聴きとって記入することもできますし、医療機関や施設側の職員が記入することも考えられます。面談は医師でなくても可能ですが、医師及び職員に面談をする際には先方の忙しい時間帯に考慮した調整をお願いします。」

3. 認知症加算に関して

Q1. 医師の意見書に書かれた判定は認定有効期間中、有効か。

A. 「複数の判定結果がある場合にあっては、最も新しい判定を用いるものとする。」とされています。医師による判定結果は認定期間を通じて有効ということではなく、新たな判定結果が示された場合は、その意見を用いるものとなります。

Q2. 医師の意見書の判定と介護支援専門員の判定が異なった場合、医師に面会し認知症のレベルの確認を行い、介護支援専門員の判定の方が実態にあうと医師が診断した場合、経過用紙記載でよいのか。医師の文書が必要なのか。

A. 平成21年3月23日発出の介護保険最新情報Vol.69（平成21年4月改定関係Q&Aについて）の問67で取り扱いが示されていますので、参照してください。

Q3. 平成21年度「介護保険サービス事業者集団指導資料」に①（認知症高齢者の日常生活自立度）の判定結果は、判定した医師名、判定日と共に、居宅サービス計画又は各サービスのサー

ビス計画に記載するものとする。（P.151—通所介護—）とあるが、居宅介護支援事業所が認知症加算を算定する場合、居宅サービス計画に前述の判定結果、医師名、判定日を必ず記載しなければならないのか？記載しなければならない場合、病名告知を受けていない本人が居宅サービス計画を読むことを想定し、別紙に記載するなどの配慮は認められないのか？また施設サービスにも同様の記述（例：P.486—介護老人福祉施設—）があるが、この場合の取り扱いとは？

A. 必ずしも居宅サービス計画に記載する必要はなく、経過記録などで判定結果、医師名、判定日が確認できれば可。施設サービスについても同様となります。尚、居宅サービス計画に記載がない場合は、サービス担当者会議などでサービス提供事業所に上記情報がきちんと伝わるよう配慮してください。また、平成21年3月23日発出の介護保険最新情報Vol.69（平成21年4月改定関係Q&Aについて）も参照してください。

4. 独居加算について

Q1. 利用者の同意が得られず、住民票で確認できない場合の客観的な根拠は何で確認すればよいのか。介護支援専門員の「アセスメント」で判断するアセスメントの基準はあるのか。

A. 現時点では、特に基準は示されていません。基準はありませんが、実際には本人にその能力がある場合、少なくとも本人から独居であることが聴取されていること（申し立て）が挙げられると思います。

また、訪問時に同居者がいないことを裏付ける何らかの事実（逆に同居者がいることが裏付けられるような事実がないこと）を確認し、アセスメントすることが必要かと考えます。

Q2. 自宅に下宿者がいる場合、下宿者は同居家族になるのか。

隣に家族が住んでおり、住民票上は独居であるケースに関して、加算は可能なのか。
2世帯住居で世帯分離されており、住民票は独立している場合、加算は可能なのか。

A. 具体的な例示は現時点では出ていません。ただし、平成21年3月23日発出の介護保険最新情報Vol.69（平成21年4月改定関係Q&Aについて）問い68の中で、「当該加算については、介護支援専門員がケアマネジメントを行う際に、家族等と居住している利用者に対して、生活状況等の把握や日常生活における支援等が困難であり、訪問、電話など特に労力を要する独居高齢者に対する支援について評価を行うものである」とされていますので、この要件に合致する場合、算定可能ということになります。

5. 独居加算について

Q1. 独居の確認は、厚労省の解釈通知に住民票で確認、本人が住民票を取るのを拒否した場合、アセスメントでも対応可ということになっているが、時間的余裕がない場合もそれが可能か。

A. 住民票による確認が困難な場合として具体的に例示されているのは、「利用者の同意が得られなかった場合」だけとなっていますので、「時間的余裕がない場合」は含まれません。

Q2. 独居加算の場合、サービス計画表1などにそのことを書くようになっているが、その際にまたサービス担当者会議を開かなければならないか。

A. 居宅サービス計画等とされおり、特にサービス計画表1と限定されている訳ではありません。必ずサービス担当者会議の開催が必須ではありません。

Q3. 外国籍の利用者の場合、住民票が存在しませんが、独居の確認はアセスメントだけで可能か？

A. 外国籍の利用者の場合、住民票に替わるものとして「外国人登録済証明」がありますが、これは世帯状況等の確認ができないため、こうした事案があった場合、市町村役場若しくは区役所窓口において、証明請求の際、当該利用者の「世帯状況を確認したい」旨、ご相談願います。

6. 初回加算について

Q. 2ヶ月サービス計画・利用が無かったケースに関して、2ヶ月後にサービス開始した場合、計画立案・サービス担当者会議開催という一連の流れをとれば初期加算が可能か。

A. 「契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。」とされていることから、居宅サービス計画の作成の為に必要な一連の流れをしていけば算定可能です。

各種書式（シート）について

平成21年4月よりの医療連携加算、認知症加算、独居高齢者加算の算定に役立つシートを作成しました。ホームページよりダウンロードが可能です。日々の業務には是非お役立てください。

また、会員の皆様が業務を行う上で「こんな書式があったら」などのご意見をおもちでしたら是非お寄せください。

介護保険最新情報について

本年度より厚生労働省発出「介護保険最新情報」はじめとする各種情報の中より、特に介護支援専門員に関わりが深いものについて、随時掲載しております。詳しくはトップページの「お知らせ」をご覧ください。

ケアマネタイムリスト京都府版について

左京医師会でおなじみの、ケアマネタイム（介護支援専門員が連絡を取るときに、かかりつけ医が希望している連絡可能（希望）時間、連絡方法などを列挙公開したもの）の京都府版が、京都府医師会により作成されました。府下の地区医師会毎、医療機関名で検索も可能です。会員ページ「最新情報」からアクセスできます。日々の業務にお役立てください。

● アンケート結果 ●

ケアマネポートVol.30に同封したアンケートの結果です。
皆様、ご協力ありがとうございました。皆様から頂いた貴重なご意見につきましては真摯に受け止め今後の運営に反映させて頂きたく存じます。尚、お寄せ頂いた自由記載のご意見については、当会ホームページの会員ページに掲載しています。併せてご覧下さい。

1. ご入会経過年数は、何年ですか？

- 1年未満…12 □ 1～3年…35 □ 3～5年…56
□ 5～7年…44 □ 7年以上…81

2. 現在実務に就いておられますか？

1. はい…179 2. いいえ…48

3. 会費の値段についてお伺いします。

日本協会（年間：4,000円）

1. 高い…127 2. 妥当…95 3. 安い…2

京都府（年間：4,000円）

1. 高い…106 2. 妥当…113 3. 安い…3

4. あなたは京都府介護支援専門員会に何を期待しますか？（複数回答可）

1. 研修事業…151 2. 府民公開講座…29
3. 制度に対する対応…139 4. 情報提供…152
5. 行政との対応…135 6. ブロック活動…30
7. 情報交換…71 8. 相談事業…44
9. 他職種との交流…43

5. 京都府介護支援専門員会の研修会（京都府義務研修を除く）に参加した事がありますか？（ブロック主催の研修を含む）

1. はい…169 2. いいえ…57

6. 京都府介護支援専門員会のホームページがあるのは、ご存知ですか？

1. はい…208 2. いいえ…21

7. その、ホームページをご覧になられた事がありますか？

1. はい…130 2. いいえ…96

8. ケアマネ・ポート（会報）をご覧になられた事がありますか？

1. はい…222 2. いいえ…6

9. メール（マガジン）を受信することは出来ますか？（複数回答可）

1. 携帯で受信できる…87 2. パソコン…154
3. なし…37

● ブロック委員名簿 ●

ブロックごとの研修会などブロック活動をお手伝い頂いている委員さんと担当理事です。

ブロック	氏名	所属事業所	事業所所在地	
丹後	理事	城下 直子	京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ居宅介護支援事業所	京丹後市
	委員	藤山 和久	特別養護老人ホーム長寿苑	伊根町
		中西 竜幸	丹後福祉応援団 居宅介護支援事業所	加悦町
		高田美和子	久美浜居宅介護支援事業所	京丹後市
		松見 崇志	特別養護老人ホーム丹後園	京丹後市
		依田 久子	総合老人福祉施設弥栄はごろも苑	京丹後市
		中垣 直美	宮津武田病院	宮津市
中丹	理事	山口 万紀	綾部市医療公社訪問看護ステーション	綾部市
	委員	岩本 幸子	綾部東部在宅介護支援センター（いこいの村）	綾部市
		小林 修	特別養護老人ホーム松寿苑	綾部市
		上野 智子	老人保健施設 さくら苑	福知山市
		北山 重良	株式会社ミストラルサービス	福知山市
藤原 貴夫	青葉・白糸地域包括支援センター	舞鶴市		
中部	理事	片山 直紀	グループホームちくりんえん・デイサービスくま五郎の家	南丹市
	委員	成瀬 始	亀岡友愛園	亀岡市
		西村 照生	京丹波町国保瑞穂病院居宅介護支援事業所	京丹波町
		栗原 丞子	財団法人南丹市福祉シルバー人材センター	南丹市
		観瀬八重子	特別養護老人ホーム 美山やすらぎホーム	南丹市
		藤岡 嗣朗	藤岡五ヶ荘診療所	南丹市
		村山 範子	丹波高原荘福祉サービスセンター	南丹市
北	理事	川添チエミ	嵯峨野病院居宅介護支援事業所	右京区
	委員	出嶋 玄子	居宅介護支援事業所リーベン嵯峨野	右京区
		細見りつ子	うずまぎ診療所	右京区
		高木はるみ	京都福祉サービス協会小川事務所	上京区
		長谷川隆司	居宅介護支援事業所 堀川病院	上京区
		吉岡 恭子	総合ケアステーションわかば	上京区
		草部 京子	京都市風徳地域包括支援センター	北区
		鳴瀧 知恵	京都市柘野居宅介護支援センター	北区
		尾上 晶子	居宅介護支援事業所博寿苑	左京区
		小松 有	市原寮居宅介護支援事業所	左京区

ブロック	氏名	所属事業所	事業所所在地	
北	委員	松本 恵生	京都市岩倉地域包括支援センター	左京区
		南 哲也	壬生老人ホーム居宅介護支援事業所	中京区
		柳井 恭子	柳井医院	中京区
		恩知 麻有	京都市本能特別養護老人ホーム	中京区
南	理事	佐藤 弘恵	伏見区医師会居宅介護支援事業所	深草支所
	委員	田室 知実	鳥原のぞみ支援センター	下京区
		林田 哲也	京都市粟田地域包括支援センター	東山区
		堀井 淳史	堀井医院	東山区
		中藤 正一	ももやまケアプランセンター	伏見区
		橋本かおり	居宅介護支援事業所さくら	伏見区
		大藪 志保	九条診療所	南区
		並河 哲也	京都市久世居宅介護支援事業所	南区
		沼田 みき	京都市陶化ケアプランセンター	南区
		猪野ナチエ	京都福祉サービス協会柳辻事務所	山科区
		宮下 真純	まほろば居宅介護支援事業所	洛西支所
		吉川 温*	NPO法人 インクル・かも	
		乙訓	理事	野田 啓子
委員	山地 岑代		NPO法人 ほっとスペースゆう「いずみの家」	長岡京市
	静野 博信		向日市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	向日市
南山城	理事	伊佐いく子	井手町在宅介護支援センター	井手町
	委員	桂 淑子	南宇治地域包括支援センター	宇治市
		原田亜矢子	宇治市福祉サービス公社西小倉	宇治市
		池崎 稔	池崎内科医院	京田辺市
		新田 順子	訪問看護ステーション京たなべ居宅介護支援事業所	京田辺市
		松本 珠美	小規模多機能型居宅介護支援事業所どんぐりの家	城陽市
		大垣千恵子	八幡市地域包括支援センター	八幡市
		田邊 伸良	精華町社会福祉協議会	精華町
相楽	委員	斉藤ともえ	笠置町指定介護支援事業所	笠置町
		市原美知代	木津町西部在宅介護支援センター	木津川市
		瀧川 広治	加茂町在宅介護支援センター加茂の里	木津川市
		西谷千代子	特別養護老人ホーム加茂きはだ園	木津川市
		松下 智子	グループホーム山城ぬくもりの里	木津川市
		天野 基弥	天野医院	精華町
		池田 文武	コマダ診療所	精華町
		古川 節子	京都府医師会居宅介護支援事業所 コマダ診療所	精華町
		宇宿木綿子	南山城村社会福祉協議会	南山城村
		村上 晶之	和東町在宅介護支援センターなのはな	和東町

*オプザーバー

平成21年度

京都府介護支援専門員会 第1回総会報告

平成21年度第1回総会を開催いたしましたのでご報告いたします。

日 時：平成21年6月20日（土）15：45～16：15

場 所：京都テルサ

出席者：946名(会場出席75名、委任状871名)
欠席850名、会員総数1,796名

内 容：

【会長挨拶】

10年前に「介護の社会化」を目指して出発した介護保険制度は、「この制度は走りながら訂正していく制度である」と当時の厚生省は言っていた。そのため制度は何度も改定が行われたが不備を訂正していくのではなく、介護費の削減が目的であった。すでにこれまで合計4.7%のマイナス改定が行われ、介護職の現場からは人材が流出し介護事業所が閉鎖されていくという事態を招いている。

今年度、介護保険制度設立以来初めて介護報酬3%のアップとなったが、その内容はすべて加算である。これではとても介護職員の報酬アップには繋がらない。また厚生労働省は介護認定調査を見直し、認定結果が低くなるように認定審査会の裁量権を奪ってでも実施しようとしている。

そのような中で介護支援専門員という職種は介護保険制度において中心的な役割を果たしてきており、社会的評価を受けるまでに至ってきた。

しかし、そうした重い責任に比較して、介護支援専門員の社会的地位や報酬は決して十分とは言えない。今後は行政に対し地位の向上、改善を目指して交渉していかねばならない。そのため、介護支援専門員の思いを訴える手段として、日本介護支援専門員協会、京都府介護支援専門員会は必要であると考えている。

また、会員の皆様から会員のメリットについてよく質問されるが、いま私が申し上げたことも大きなメリットであると考えている。ただし目に見えるメリットとしては感じていただけないのも事実である。現在目に見えるメリットは検討中であり、もうしばらくすれば会員の皆様に具体的に提示できるとも考えている。

わが国の民主主義は現在のところ、正しいことが正しく議論され決定されるのではなく、残念ながら国会中継をみてもわかるように力関係で決定されていくのが現状である。そのためにも介護支援専門員会も強い力を持つ必要がある。それには、第一として組織力の強化である。次にいかに京都府民に対して貢献できるかである。会員の皆様方には、是非会員勧誘に力をいれていただき、京都府介護支援専門員会、日本介護支援専門員協会にご入会いただいて、介護支援専門員の待遇と介護保険制度が向上して行くようご協力をお願いしたい。

【議 事】

議 長：上村靖彦

議事録署名人：荒堀由妃、今西美津子

第1号議案（平成20年度事業報告について）

提案者＝山岸副会長

第2号議案（平成20年度収支決算報告について）

提案者＝藤本副会長

第3号議案（日本介護支援専門員協会代議員・予備代議員選挙について）

提案者＝吉良理事

そ の 他（京都府介護支援専門員会理事の選任・顧問の委嘱について）

提案者＝上原会長

以上、第1号～3号のすべての議案については、原案通り可決された。

お知らせ

information

【第4回日本介護支援専門員協会全国大会in京都 第9回近畿介護支援専門員研究大会 京都大会のご案内】

開催日：平成22年2月20日(土)・21日(日)

大会テーマ：対人援助の質を問う

—あなたは自分の立ち位置が見えていますか?—

会場：京都テルサ 〒601-8047 京都市南区新町通九条下ル

申込み方法：開催要項を同封させていただいておりますので、ご覧ください。

(社)京都府介護支援専門員会ホームページをご覧ください、下記ホームページに入ってくださいとお申込みが簡単にできます。

https://apollon.nta.co.jp/kaigo_10/

※一般演題の募集をいたしております。ご応募をお待ちいたしております。

【平成21年度京都市ケアプラン研修実施日程】

京都市内の居宅介護支援事業所、介護保険施設等に勤務する介護支援専門員及び地域包括支援センターにおいて介護予防ケアプランを作成する職員を対象に実施します。

研修名	日程	会場
居宅ケアプラン研修①	平成21年10月21日(水)	会場：京都テルサ 2回開催(内容は同じ)
居宅ケアプラン研修②	平成21年11月10日(火)	
施設ケアプラン研修	平成21年10月27日(火)	会場：京都テルサ
介護予防ケアプラン実践研修①	平成21年9月28日(月)	会場：京都テルサ 5回開催(内容は同じ)
介護予防ケアプラン実践研修②	平成21年10月1日(木)	
介護予防ケアプラン実践研修③	平成21年10月16日(金)	
介護予防ケアプラン実践研修④	平成21年11月5日(木)	
介護予防ケアプラン実践研修⑤	平成21年11月30日(月)	

※詳細が決まり次第、要綱を京都市内全事業所へ発送します。(本会ホームページへも掲載)

【住所・氏名・勤務先等を変更された方へ】

住所・氏名・勤務先等を変更された方は、「住所・氏名・勤務先等変更届」をご提出いただきますようお願いいたします。変更届の用紙をお持ちでない場合は送付させていただきますので、事務局までご連絡ください。

【介護認定調査員の募集について】

京都市介護認定調査員を募集しています。

詳細は事務局調査担当係・TEL. 075-254-3969 までお問合せ下さい。

編 集 後 記

本年4月よりの報酬改定で特定事業所加算Ⅱが新設され、平成21年度の主任介護支援専門員研修の受講希望者は特定事業所加算Ⅱの申請を行った、もしくは、申請を行う予定の事業所に勤務されている方が大半を占めています。また、受講希望者も大幅に増え、例年の2倍以上の応募があり、年2回の開催となっています。このケアマネ・ポートが皆さんのお手元に届く頃には、9日間の長い研修を終えた約100人の主任介護支援専門員が新たに誕生していることでしょう。

ところで「主任介護支援専門員」とはどのような存在なのでしょうか？様々な側面がありますが、研修カリキュラムの中にも「対人援助者監督指導（スーパービジョン）」があり、介護支援専門員に対するスーパーバイザーとしての役割があることは確かなようです。今回の研修の中で、気になるトピックスの一つ……「主任介護支援専門員の視点と役割」の中での一コマですが、介護支援専門員に対するスーパービジョンのあり方に関する研究（日本ケアマネジメント学会）によると、主任介護支援専門員等を対象に、スーパービジョンに対する重要性の認識について質問紙調査を行った。結果、「情報の整理」「フォローアップ」「気づきのうながし」などを重要だと捉えている割合が高く、逆に「問題点の指摘」「具体的解決策の指示」「模倣のうながし」などは低かった。後者について、主任ケアマネでない者は主任ケアマネに比べて重要と捉える割合が高かった。スーパーバイザーとスーパーバイジー間の認識の差を埋める方策が必要と考えられる。

講義の中では、例え話として「相談者にスーパーバイザー（主任介護支援専門員）は魚（答え）ではなく魚の釣り方（方法）を伝えようとするが、スーパーバイジー（相談者）は魚そのものを求める傾向にある。」と解説されています。主任介護支援専門員の役割としては、この「認識の差」を埋めることも必要だということでしょうね。

（編集委員会 藤井さよ子）

京都ケアマネポート31号

2009年9月1日発行

発行人 上原 春男

編集委員長 松本 善則

発行元 社団法人 京都府介護支援専門員会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 京都府立総合社会福祉会館7階

TEL. 075-254-3970 FAX. 075-254-3971

E-mail: kyotocaremane@wine.ocn.ne.jp